

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

市場検証委員会（第3回）

御説明資料



令和7年9月3日

一般社団法人テレコムサービス協会

○ 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行

○ 会員

全国11支部に294会員が加盟（令和7年7月9日現在）

会員は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業、地域情報化推進事業などを行う通信事業者及び情報通信事業者などのICT関連企業

主な会員企業（会長、副会長及び常任理事会社）

ミロク情報サービス、インターネットイニシアティブ、スターネット、インテック、富士通、日本アイ・ビー・エム、NTTデータグループ、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッググローブ、三菱電機デジタルイノベーション、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出 — 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- ・健全な競争市場の発展 — 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現 — 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上

1. 環境認識

人口減少が続く我が国の電気通信市場において、コンシューマ用途の電気通信サービスは大きな拡大を見込めず、今後はデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進のために、情報技術と組み合わせたエンタープライズ用途のソリューションの一部としての電気通信サービスの提供がビジネスを牽引していくと期待されている。

システムインテグレータ（SIer）はDXの推進における重要なプレイヤーであり、電気通信事業者の提供する電気通信サービスはSIerの提供するソリューションを構成する重要なパーツの一つである。多様な電気通信サービスをニーズに応じて取り扱うことができるポジションは、多様なソリューションを提供するSIerの強みとなるものである。

NTTデータは、従来よりNTT持株が筆頭株主として株式の過半を保有していたとはいえ、上場会社としてNTTグループ外取締役、株主の監視の元で経営がなされていた。そのガバナンスにより、NTTデータの独立性の高いSIerとしての事業運営が行われてきたと言えるであろう。

上記のような環境は、SIerであるNTTデータの強みでもあり、電気通信市場の発展にも寄与したものであると考えられるのではないか。NTT持株によるNTTデータの完全子会社化は従来の環境を変えるものであり、今後の拡大が期待されるエンタープライズ用途の電気通信市場に対して与える影響という観点で留意すべきものと考ええる。

2. NTTデータ完全子会社化に伴う公正競争への影響について

NTT持株によるヒアリング（第1回）により、NTTデータグループの完全子会社化の目的が「グローバル・ソリューション事業における中心的な役割を担う体制の構築」「機動的な成長投資により、NTTデータグループの成長を通じたNTTグループ全体の成長の加速」にあることが示されたところ。

このような野心的な目標にNTTグループが邁進（まいしん）する過程で、テレコムサービス協会に所属する多くの事業者が営む事業（MVNO、FVNO、地域におけるソリューション事業等）の市場競争に少なからぬ影響を及ぼすことも懸念される。

NTTデータのソリューション事業が、NTTグループ内の市場支配的電気通信事業者である第一種・第二種指定事業者（NTT東西、NTTドコモ）及びその特定関係法人（NTTドコモビジネス等）と、合併や事業譲渡等の手段で、既存の会社間の垣根を越えて一体化していくとすれば、公正競争を担保するため、行政による指定事業者に係る以下の取り組みが必要である。

1. 指定事業者に係る情報の目的外利用規律から外れる情報の利活用の有無、及びその競争影響についての定期的な検証
2. 指定事業者の提供するサービスについて、より重点的なスタックテストによる検証
3. 指定事業者及びその特定関係法人との間の卸契約、営業協力（一体的営業）などの適正性に関する定期的な検証

3. ジョイントドミナンスに関する懸念について

NTTデータのソリューション事業が、国内トップレベルであることを鑑みれば、NTTデータが、電気通信市場における市場支配的事業者であるNTT東西やNTTドコモの市場支配力を他の市場に媒介し、複数市場にまたがるジョイントドミナンスを形成することが懸念される。

また、例えば、法人顧客に関する営業機能がNTT東西やNTTドコモ（及びその完全子会社であるNTTドコモビジネス）からNTTデータに集約されるなどする場合は、ジョイントドミナンスに対する懸念は更に増大する。

現在の電気通信市場における市場支配的事業者に対する規律（第一種指定設備制度＝固定通信におけるボトルネック性に由来する規律、第二種指定設備制度＝移動通信における交渉優位性に由来する規律）は、対象とする市場や立脚点が異なるものであり、仮にジョイントドミナンスが発揮されるようになった場合にこれらが有効に機能しなくなる恐れがある。

仮にNTTデータにNTTグループ各社の法人営業機能が集約されるなどのグループ内の統合が行われたり、その他ジョイントドミナンスが形成される懸念が高まった場合、ジョイントドミナンスに対する競争事業者の公正競争を担保するための適正な規律の在り方を検討する必要があり、そのためにもこのような動きを早期に捉えるための市場検証の在り方を検討すべきである。